

特別養護老人ホーム道場山穂波の里

サービス利用契約書

この契約書は、
様と（これ以降「利用者」と略します。）と社会福祉法人坂井輪会が運営する特別養護老人ホーム道場山穂波の里（これ以降「事業者」と略します。）との間に介護老人福祉施設サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、当該特別養護老人ホームに入所する利用者に対して施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことを目的としてサービスを提供します。

なお、あなたに入所していただく施設は次のとおりです。

施設の名称	特別養護老人ホーム道場山穂波の里
施設の所在地	新潟市西区寺尾上6丁目17番23号

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 年 月 日

第7条に規定する契約の終了がない限りこの契約は継続するものとします。

（利用者負担金及びその滞納など）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、次のとおりです。

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 利用料金 | 契約書別紙に定めるとおり |
| ② 基本食事サービス費 | 契約書別紙に定めるとおり |
| ③ ①と②以外の費用 | 契約書別紙に定めるとおり |

2 利用者が正当な理由なく3か月分以上滞納したときは、事業者は3か月以上の期限を定め、期限までに利用料を支払わない場合は、契約を解除する旨通告することができます。

通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。

3 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から3か月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

(利用料金の納入)

第4条 前条に定める利用者負担金については、期日を定め、たうえでサービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌々月の28日に利用者の指定する金融機関の口座から引き落とします。

2 前項に定める引き落としに要する料金については、利用者のご負担とさせていただきます。

3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後10日以内に差し上げます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、2週間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、1か月以上の予告期間をもうけた上で解約することができます。

- ① 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- ② 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、施設では利用者の生命の危険が防止できないと認められるとき
- ③ 利用者が故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- ④ 第3条第3項に該当するとき

2 契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行います。

3 契約を解約する場合は、第13条に定める援助を行います。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- 一. 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり契約期間が満了した場合
- 二. 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
- 三. 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
- 四. 次のいずれかに該当することにより、介護老人福祉施設サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が他の介護保険施設等への入所がきまり、その施設等において利用者を受け入れる体制が整ったとき
 - ② 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合であって、入院後3か月以内に退院できる見込みがなく、かつ医療機関側において利用者を受け入

れる体制が整ったとき

- ③ 利用者が医療機関に入院した場合であって、入院後3か月を経過しても退院できないことがあきらかになったとき
 - ④ 要介護の更新認定において、自立又は要支援、要介護1・2と認定されたとき
 - ⑤ 利用者が死亡したとき
- 2 契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行います。
- 3 契約が終了する場合は、第14条に定める援助を行います。

(損害賠償)

- 第8条 事業者は、介護老人福祉サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、その責任の所在に関わらず、利用者の家族、後見人、身元引受人等関係者にただちに連絡します。また、遅滞なく必要な処置を講じます。

(苦情対応)

- 第9条 事業者は、利用者、利用者の家族、後見人、身元引受人等関係者（以下「利用者など」と言いかえます。）からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者等は、いついかなるときにおいても苦情の申立てを行うことができ、また、苦情の申立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取扱いをいたしません。

(サービス提供の記録など)

- 第10条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に付し、あるいはその複写を交付します
- 2 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録などを引き継ぐものとします。

(守秘義務)

- 第11条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。
- 2 あらかじめ、利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定に関わらず目的外の利用をしないことを条件に、情報提供できるものとします。

(拘束禁止)

- 第12条 事業者は、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむをえない場

合を除き、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、利用者の行動の制限を致しません。

- 2 事業者が、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、利用者、身元引受人に対し事前に行動を制限する理由、行動を制限する手段や内容、行動を制限する期間について、あらかじめ十分に説明します。この場合身体的拘束を必要としなくなれば直ちに拘束をはずします。
- 3 事業者は、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は主治の医師の意見を聞き、恣意的な判断を避けるよう努力します。
- 4 事業者は、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する措置をとった場合は、その措置をとるに至った経過、事業者内における検討の過程及び結果、主治の医師の意見、利用者及びその家族等に対する説明の概要などについて記録し、その措置のあった日から少なくとも5年間は保管します。
- 5 隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限した利用者については、早急に施設サービス計画を見直します。

(事業者における再入所受入義務)

第13条 利用者が他の医療機関に入院する場合であっても、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、入院した日から起算して3か月間においては、利用者の希望により、ただちに利用者を本施設に再入所させ、介護サービスを提供します。

- 2 やむを得ない事情があり、本施設への再入所ができない場合については、あらかじめ利用者などに対して説明を行い、同意を得ることとします。
- 3 第2項に該当する場合については、他の施設を紹介するなど、利用者の便宜に資する事項について、援助を行うものとします。

(退所時の援助)

第14条 契約の解約又は終了により、施設を退所することとなった場合であっても、事業者は利用者の日常生活が円滑に継続できるよう、住居等や居宅介護支援事業者の紹介、保健福祉サービスとの調整などを行います。

- 2 契約の解約又は終了後、退所までに要した費用については、利用者の負担とします。

(身元引受人)

第15条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - 一 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合に、入院手続が円滑に進行するように協力すること

二 契約が終了する場合、事業者と連携して利用者の心身の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること

(契約外条項)

第 16 条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

(遺留金品の引き渡し)

第 17 条 利用者が死亡した場合の遺留金品の引き渡しは身元引受人とします。相当の理由があり身元引受人に引き渡しのできない場合は、引き渡し人について身元引受人の文書による同意を必要とすることとします。

上記のとおり介護老人福祉施設サービスに関する契約を結びます。
上記契約を証明するために、本契約書を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ 1 部ずつを保管します。

年 月 日

事業者	所在地	新潟市西区寺尾上 6 丁目 17-23
	事業者	社会福祉法人 坂井輪会
	代表者	理 事 長 細 貝 昌 明 印

利用者	ご住所	
	お名前	印

身元引受人	ご住所	
	お名前	印